

財産目録及び財産収支状況書



大阪市市税条例(抜粋)

(徴収猶予の申請手続等)
 第5条 徴収の猶予(法第15条第1項の規定によるものに限る。)の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
 (1) 申請者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 (2) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収の猶予を受けようとする徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 (3) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 (4) 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額
 (5) 徴収の猶予を受けようとする期間
 (6) 分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行うかどうか(分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行う場合にあっては、分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を含む。)
 (7) 徴収の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、徴収の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 (3) 徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 (4) 徴収の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、徴収の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「政令」という。)第6条の10第1項、第3項又は第4項の規定により提出すべき書類その他担保の提供に必要となる書類
 (申請による換価の猶予の申請手続等)
 第9条 申請による換価の猶予の申請をしようとする者は、申請による換価の猶予を受けようとする徴収金の納期限から6月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
 (1) 申請者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 (2) 申請による換価の猶予を受けようとする徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
 (3) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 (4) 前号の金額のうち申請による換価の猶予を受けようとする金額
 (5) 申請による換価の猶予を受けようとする期間
 (6) 申請による換価の猶予に係る金額を分割して納付し、又は納入する場合の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額
 (7) 申請による換価の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、申請による換価の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 (1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 (2) 申請による換価の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 (3) 申請による換価の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、申請による換価の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、政令第6条の10第1項、第3項又は第4項の規定により提出すべき書類その他担保の提供に必要となる書類
 (職権による換価の猶予の手続等)
 第7条 市長は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。
 (1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 (2) 職権による換価の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 (3) 職権による換価の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、職権による換価の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、政令第6条の10第1項、第3項又は第4項の規定により提出すべき書類その他担保の提供に必要となる書類

必ず3頁目の名称及び代表者の氏名欄に記名してください。

申出年月日	令和 年 月 日	申出事由	1 災害 2 損害 3 業績不振 4 ()
具体内容			

1 住所・氏名等

特別納税義務者	フリガナ		連絡先	() -
	名称		設立年月日	昭和 平成 令和 年 月 日
	所在地			
	代表者氏名	代表者住所		
	事業種目	事業年度	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日

2 財産等の状況
 (1) 現金、預貯金及び現在納付可能資金額(保有する銀行口座を記入願います)
 決算書に記載のとおり

	手元の現金	当面の必要資金額	納付に充てられない事情
現金	円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> その他()

預貯金(銀行支店名)	種類	口座番号	預貯金等の額	当面の必要資金額	納付に充てられない事情
	当座・普通・定期		円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> その他()
	当座・普通・定期		円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> その他()
	当座・普通・定期		円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> その他()
	当座・普通・定期		円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> その他()
	当座・普通・定期		円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> その他()
			A 円	B 円	【納付可能資金額】 A-B 円

(2) 売掛金・貸付金等の状況
 決算書に記載のとおり

売掛先等の名称・住所	売掛金等の額	入金予定日	種類	方法
	円	令和		
	円	令和		

(3) その他の財産の状況(不動産、車両、国債・株式、保険等)
 決算書に記載のとおり

(4)負債(買掛金・借入金等)の状況

□ 決算書に記載のとおり				
買掛先の名称・住所	買掛金の額	支払予定日		支払方法
	円	令和	・	
	円	令和	・	
借入先の名称・住所	借入金の額	毎月の返済額	毎月の返済日	支払方法
	円	円		
	円	円		

3 直前1年間の年間収入及び年間支出の状況

□ 決算書に記載のとおり				
年月	①総収入金額	②総支出金額	③差額(①-②)	備考(臨時的な収支等の事由)
年 月	円	円	円	
年 月				

4 最近2ヶ月における収入及び支出の金額

最近2ヶ月の状況		月分	月分	提出資料確認欄	備考
収入	内容				
	【 】	円	円		
	【 】	円	円		
	【 】	円	円		
	【 】	円	円		
① 収入の合計		円	円		
支出	内容				
	【 】	円	円		
	【 】	円	円		
	【 】	円	円		
	【 】	円	円		
② 支出の合計		円	円		
③ 差引額(①-②)		円	円	④	円
				⑤	円
				⑥	円
				【差引額の平均】 平均額(④+⑤)÷2	円

5 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額

内訳	内容	時期	金額
臨時収入		令和 年 月	円
臨時支出		令和 年 月	円

6 分割納付計画

回	納付予定日	納付予定金額	備考
1	令和 年 月 日	円	
2	令和 年 月 日	円	
3	令和 年 月 日	円	
4	令和 年 月 日	円	
5	令和 年 月 日	円	
6	令和 年 月 日	円	
7	令和 年 月 日	円	
8	令和 年 月 日	円	
9	令和 年 月 日	円	
10	令和 年 月 日	円	
11	令和 年 月 日	円	
12	令和 年 月 日	円	

●申請者への説明・確認事項

- 1 法律に定められている納税の猶予制度の説明
- 2 督促状について、各期月の納期限後、1か月以内に発付されることの確認
但し、徴収猶予の場合は除く
- 3 延滞金について、猶予期間中も延滞金が発生することの確認
- 4 本書記載以外に財産がある場合、滞納処分(差押・公売)する可能性があることの確認
- 5 新たに市税が課税されたら期限内に納付することの確認
- 6 上記計画による納付後に確定した延滞金も、速やかに納付すること、
納付されない場合は滞納処分(差押・公売)を執行する可能性があることの確認

◎本書にご記入いただいた内容は、市税に関する事務にのみ使用するもので、他の目的では使用いたしません。

上記の説明を受け、本書の内容に相違がないことを確認するとともに、別紙「徴収金明細」に記載された徴収金について、債務を承認します。 6の分割納付計画にもとづき、納付します。	名称及び代表者の氏名
--	------------